

受付番号	平成 27 年 第 1 号
受付日	平成 27 年 7 月 13 日
送付日	平成 27 年 7 月 13 日
答弁受理日	平成 27 年 8 月 13 日

## 文書質問書

根室市議会基本条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	創新 本田俊治
所管部局	総務部及び市立根室病院

## 【件名及び質問の趣旨】

件名：市立根室病院事業会計の予算執行と一般会計繰出金について

## 質問の趣旨

平成 27 年 6 月定例会議会に上程された報告第 10 号専決処分の報告について（平成 26 年度市立根室病院事業会計補正予算（専決第 1 号））は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分が行われました。

専決処分の内容については、議員協議会に対して、病院事業関係の最終決算状況と併せ事前に報告はいただいておりますが、議員協議会に提出のあった説明資料に記載された主な専決内容では、収益的収入において、医業収益の一般会計負担金 2,257 千円の減額、医業外収益の一般会計負担金・補助金 16,366 千円の減という内容でした。

しかしながら、後日、配布されました平成 26 年度市立根室病院事業会計補正予算（専決第 1 号）に関する説明書を確認したところ、医業外収益一般会計補助金の補正内訳として、医師確保対策に要する補助金 109,688 千円の増額並びに収支均衡を図るための補助金 125,510 千円の減額という大幅な財源内訳の変更を伴う補正内容であり、それらの詳細について説明がないまま、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分が行われたことは遺憾であります。

## 【質問①】

そこで、年度末の最終的な専決処分において、1 億円を超える補助金の増減額を伴う補正を行った理由及びその補正内容について伺います。

また、平成 26 年度の公営企業会計は新しい会計制度へ移行後の初年度でもあり、予算執行については、従前との対比も含め、市民に対してできる限り、解かりやすく、また、適時的確な予算措置に努めるべきであると考えます。

今議会に、報告第 10 号専決処分として報告があった平成 26 年度最終予算と最終決算額（議員協議会提出資料）において病院事業収益特別利益の引当金戻入益において 90,058 千円の収入増、病院事業費用医業費用の給与費において 100,856 千円の支出減と大きな乖離が生じています。

公営企業会計は、一般会計や特別会計とは異なり、出納閉鎖期間がなく、3 月末日をもって会計年度が完全に切り替わりますので、会計年度中に決算見込みに立った精査を行い、3 月月定例月議会の補正予算先議に向けた係数整理に努めるべきであり、前述の様な予算と決算の大幅な乖離には問題があると考えます。

また、多額の一般会計繰入金がありますので、根室市全体の規律ある財政運営の視点から判断しても、好ましくない会計処理と考えます。

**【質問②】**

そこで、病院事業収益特別利益の引当金戻入益 90,058 千円の収入増、病院事業費用医業費用の給与費 100,856 千円の支出減の内容について伺います。

**【質問③】**

また、この 2 件の収入増、支出減を合わせますと約 2 億円も最終予算額より財源的な余裕が生じる結果となったわけですが、一般会計繰出金の圧縮ができなかった理由並びに財政運営上の会計規律のあり方について、市長のお考えを伺います。